

# あわら市災害時要援護者支援計画

平成20年6月 作成

平成21年1月 修正

平成26年4月 修正

あ わ ら 市

# 目 次

1	目的	1
2	対象者	1
3	災害時要援護者名簿の作成及び情報の提供	1
4	支援体制	1
5	災害時要援護者支援プロジェクト会議	3
6	用語の定義等	4
7	個別計画、情報提供の同意書の提出勧奨マニュアル	4
8	行動マニュアル	5
○	あわら市災害時要援護者支援制度要綱	10
○	あわら市災害時要援護者対象者名簿《様式第1号》	13
○	あわら市災害時要援護者対象者名簿登録申請書《様式第2号》	14
○	あわら市災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書 (新規・変更)《様式第3号》	15
○	情報提供の同意取消申出書《様式第4号》	16
○	あわら市災害時要援護者対象者名簿登録抹消《様式第5号》	17
○	あわら市災害時要援護者個別計画	18

## 1 目的

近隣住民の互助により、災害時における要援護者（以下「要援護者」という。）の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域内で安心して生活できる環境を整備する。

## 2 対象者

対象者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、在宅の者に限る。

- (1) 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の者
- (2) 療育手帳B1以上の者
- (3) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (5) 登録を希望する者であって、(1)～(4)に準ずる者として市長が認めた者

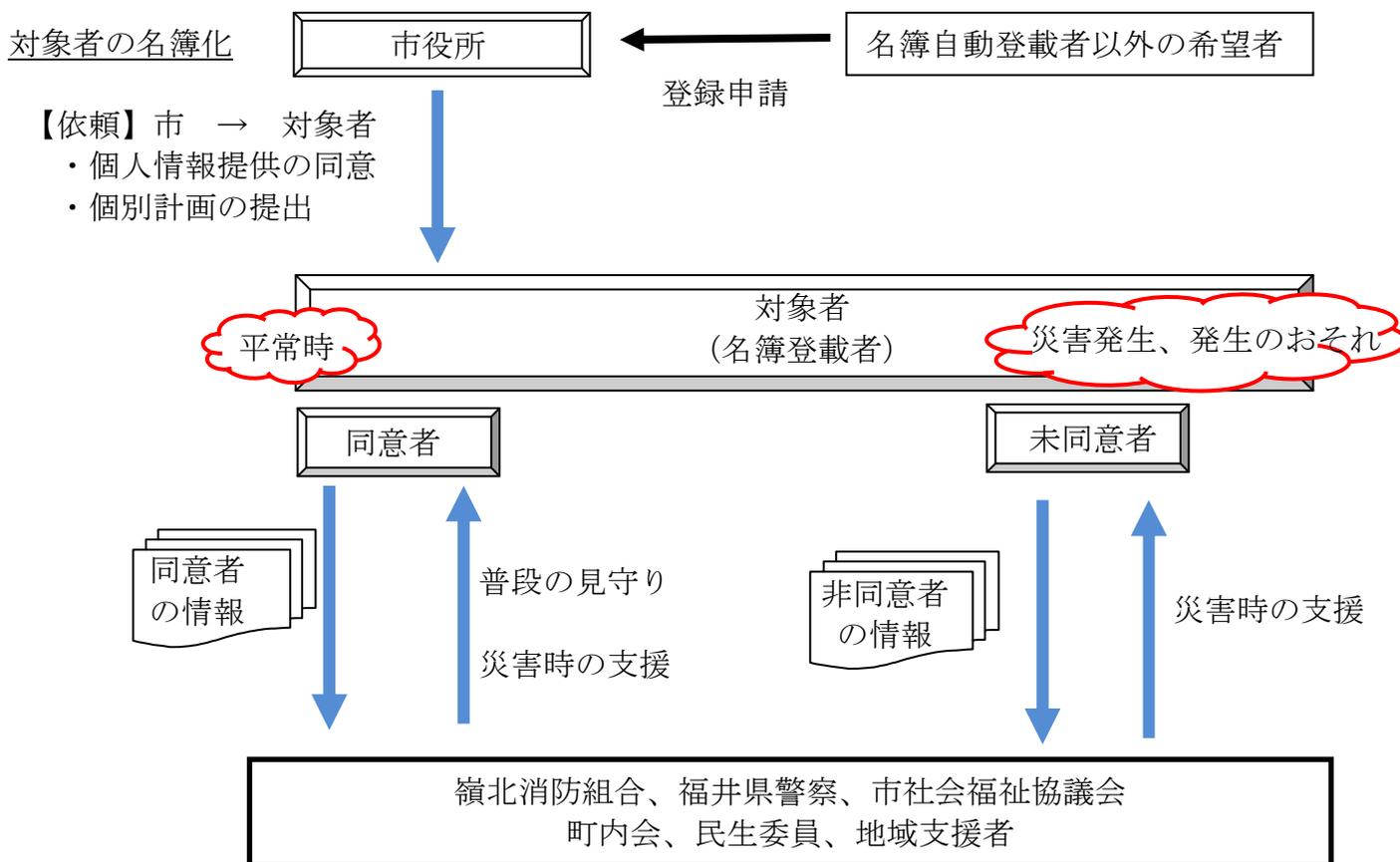
## 3 災害時要援護者名簿の作成及び情報の提供

市は、対象者の氏名、住所、要援護区分等を記録した「災害時要援護者対象者名簿」（以下「対象者名簿」という。）を作成する。

市は、対象者名簿登載者のうち、情報提供の同意を得られたものに係る情報を、嶺北消防組合、福井県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織（町内会）及び地域支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供する。

## 4 支援体制

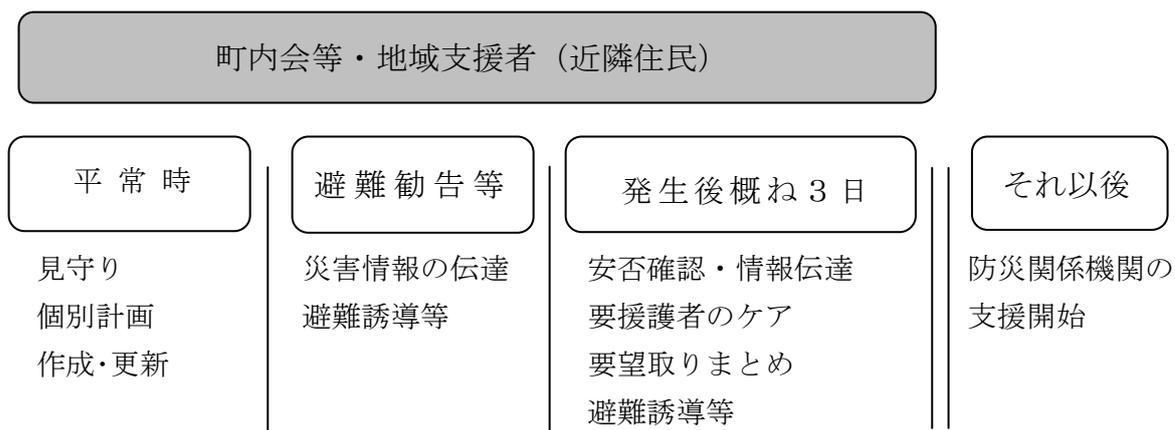
### (1) 災害時要援護者支援制度



<概要>

- ・ 市は、既定の対象者の氏名、性別、住所、生年月日、要援護区分等の情報を名簿化する。
- ・ 既定の対象者以外の者で、名簿への登録を希望する者は、「災害時要援護者対象者名簿登録申請書（災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書）」を市に提出する。  
（既定の対象者については、市が自動的に登録する。）
- ・ 市は、既定の対象者に対して、「災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書」を送付し、個別計画の提出及び情報提供の同意を勧奨する。  
※ 同意の確認は、市が一元的に行う。
- ・ 情報提供の同意があった者に係る情報を、避難支援等関係者に配付する。
- ・ 地域支援者については、原則として町内会等において隣接する人々から複数名（2名程度）を要援護者本人が選んで、見守り者になってもらう。地域支援者の選任が難しい場合は、自主防災組織（町内会）又は組や班単位での見守りとするよう市が自主防災組織の長（町内会長）に依頼する。
- ・ 個別計画について修正すべき事項等が生じたときは、要援護者は、「災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書」を市に提出する。この場合、避難支援関係者は提出に協力する。
- ・ 市は、死亡、市外転出等の理由により登録を抹消すべき事由が生じた場合には、災害時要援護者対象者名簿から抹消する。
- ・ 情報提供の同意をした者が同意を取り消そうとするときは、「情報提供の同意取消申出書」を市に提出する。（自ら登録を希望した者が、名簿からの抹消を申し出る場合は、「対象者名簿登録抹消届」を提出する。）
- ・ 災害発生時又は災害が発生するおそれがあるときには、避難支援等関係者その他の者に対して、情報提供の拒否者に係る情報を提供し、避難支援を行う。

(2) 町内会等・地域支援者（近隣住民）に期待される支援の時期と内容



### (3) 地域支援体制の強化と継続

ア 支援体制の継続と、非常時の有効性強化のため、自主防災組織（町内会）等が防災訓練を実施する際には、要援護者、地域支援者、民生委員の参加を求めるなど協力して訓練を継続的に行う。

イ 市、民生委員、自主防災組織の長（町内会長）及び地域支援者は、「災害時要援護者支援制度」を毎年確認し、制度の継続性と意識の高揚を図る。

ウ 計画の見直し、台帳の整備等については、次の年間スケジュールに基づいて行う。

- 1月・・・・・・・・ 台帳の回収、更新した台帳の配付（自主防災組織の長（町内会長）、民生委員）  
地域支援者に変更があった場合、市に台帳を返却する（地域支援者）
- 3月・・・・・・・・ 【 災害時要援護者支援プロジェクト会議開催 】  
（災害時要援護者支援制度の内容検討）
- 6月・・・・・・・・ 広報誌等による制度の紹介  
対象者に対して個別計画及び情報提供の同意書の提出勧奨  
【 災害時要援護者支援プロジェクト会議開催 】
- 12月・・・・・・ 自主防災組織（町内会）において台帳の確認、次期自主防災組織の長（町内会長）への引継ぎ  
【 災害時要援護者支援プロジェクト会議開催 】

## 5 災害時要援護者支援プロジェクト会議

### (1) 構成員

- ・ 総務課(防災担当)、福祉課(障害担当及び民生委員担当)  
健康長寿課（高齢福祉担当）、社会福祉協議会

### (2) 審議内容

- ・ 要綱に関する事。
- ・ 支援計画に関する事。
- ・ 対象者名簿の作成に関する事。
- ・ 個別計画、情報提供の同意書の提出勧奨に関する事。
- ・ その他事業に必要な事項に関する事。

## 6 用語の定義等

以後、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) **同意要援護者**

対象者のうち、情報提供の同意をした対象者をいう。

(2) **避難支援等関係者**

嶺北消防組合、福井県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織又は町内会及び地域支援者

## 7 個別計画、情報提供の同意書の提出勧奨マニュアル

区 分	提出勧奨マニュアル
あわら市	① 同意未提出の名簿登載者に対し、ダイレクトメールにて「災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書」を郵送する。 ② 同意要援護者の個別計画を、避難支援等関係者に1部ずつ配付する。
自主防災組織 (町内会)	① 対象者から相談があった場合に、制度の説明や市への取り次ぎを行う。 ② 市から送付された同意要援護者のうち、地域支援者の選定がされていないものについては、自主防災組織(町内会)又は組や班単位での見守りとするよう市より町内会長に依頼する。 ③ 選定した地域支援者については、情報を開示して、普段からの見守りや、災害時の支援に心がけるようお願いする。
民生委員	① 対象者から相談があった場合に、制度の説明や市への取り次ぎを行う。

## 8 行動マニュアル

### (1) 平常時

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
同意要援護者		① 個別計画の内容に変更があった場合は、市に個別計画の再提出を行う。 ② 情報提供の同意を取り消そうとする場合は、市に情報提供の同意取消申出書を提出する。 ③ 施設に入所する等対象者の要件に該当しなくなったときは、市に登録抹消届を提出する。 ④ 市又は自主防災組織（町内会）等が実施する防災訓練等に参加する。
自主防災組織 （町内会）	自主防災組織 （町内会）	① 同意要援護者に対しては、地域支援者又は組や班を中心とした近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努める。 （夏祭り等の町内会主催事業への参加を促して閉じこもりを防いだり、普段から安否を気遣ったりするなど。） ② 防災訓練の中で同意要援護者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、他の自主防災組織、民生委員等と連携をとることで、非常時の対応に備える。 ③ 同意要援護者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。
	地域支援者 （近隣住民）	① 自分の担当の同意要援護者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う。※機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、家の建築年月、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援ができるか確認しておく。 ② 同意要援護者とともに防災訓練に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認、避難訓練等を行い非常時にとるべき行動を確認する。 ③ 同意要援護者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。
民生委員		① 防災訓練に参加し、地域支援者から同意要援護者の状況報告を受ける訓練等を行い、非常時の対応に備える。 ② 同意要援護者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。
あわら市		① 新たな同意要援護者の個別計画を、避難支援等関係者に配付する。登録内容の変更等があった場合も同様とする。 ② 自主防災組織（町内会）主催の防災訓練等を支援する。（総務課） ※ 訓練マニュアルの提供等により支援する。
あわら市 社会福祉協議会		① 同意要援護者の状況把握及び実施事業をとおしての見守りを行う。

(2) 避難準備情報、避難勧告等発令時

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
要 援 護 者		<p>① 同報系無線、テレビ等により、災害情報の収集に努める。</p> <p>② 1人で避難できないときは、市や地域支援者、自主防災組織、民生委員に援助を求める。</p>
自主 防災 組織 (町内会)	自主防災組織 (町内会)	<p>① 要援護者の情報の収集に努める。</p> <p>② 状況が把握できない要援護者に対しては、引き続き地域支援者、民生委員等と協力し、安全な状況にあるか状況の把握に努める。状況によっては避難の呼びかけや誘導等を行う。</p> <p>③ 行政等の支援が必要な場合は、市に報告する。</p>
	地域支援者 (近隣住民)	<p>① 要援護者に対する安全確認に努め、状況によっては避難の呼びかけや安全な場所への誘導等を行う。</p> <p>② 自主防災組織(町内会)及び民生委員に要援護者の現在の居所、現況等を報告する。</p>
民 生 委 員		<p>① 地域支援者及び自主防災組織(町内会)と協力し、要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>② 地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない要援護者に対しては自主防災組織(町内会)と協力し、引き続き状況把握に努める。</p> <p>③ 行政等の支援が必要な場合は、市に報告する。</p>
あ わ ら 市		<p>① 同報系無線、CATV、ホームページ、広報車、ファックス等様々な伝達媒体を利用した災害情報の伝達を実施する。(災害対策本部)</p> <p>② 避難支援等関係者に対して、要援護者情報(情報提供の同意をしていない者に係る情報を含む。)を提供する。状況によっては、避難支援等関係者以外の者に対しても、情報を提供する。(福祉課・健康長寿課)</p> <p>③ 自主防災組織(町内会)等と連絡を取りあい、要援護者の被災状況の把握に努める。(福祉課・健康長寿課)</p>
あわら市 社会福祉協議会		<p>① 福祉推進員と協力し、要援護者の情報把握に努める。</p>

(3) 災害発生直後

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
要 援 護 者		① 自力で避難した場合は、地域支援者、自主防災組織（町内会）及び民生委員に、状況を連絡する。
自主防災組織（町内会）	自主防災組織（町内会）	① 要援護者の情報収集に努め、状況を把握し、市へ連絡する。 ② 地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない要援護者に対しては近隣住民、民生委員と協力し、引き続き状況把握、避難誘導等に努める。
	地域支援者（近隣住民）	① 自分自身及び家族の安全を確認すると同時に、要援護者の安否確認を行う。 ② 要援護者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し、救助活動を行うと共に消防署、市の災害対策本部へ連絡する。 ③ 安否確認後、避難が必要な状況であれば、避難所まで避難誘導を行う。 ④ 避難所については指定避難場所（最寄りの小中学校等）を設定しているが、指定避難場所への避難が困難と思われる場合は自主防災組織（町内会）等を通じ市へ相談する。 ⑤ 要援護者の避難状況を、自主防災組織（町内会）又は民生委員に連絡する。
民 生 委 員		① 地域支援者等や自主防災組織（町内会）と協力して、要援護者の状況を把握し、市へ連絡する。 ② 状況が把握できない要援護者に対し、引き続き自主防災組織（町内会）等と協力し、状況把握、避難の呼びかけ、避難誘導等に努める。
あ わ ら 市		① 自主防災組織（町内会）、民生委員、一般市民からの情報提供や問合せ、要望等に可能な限りの対応を行う。 ② 福祉施設等の被害状況を確認した上で、ショートステイ等の対応が可能かどうか状況を調査し、被災者への対応に備える。 ③ 状況が落ち着いたところで、自主防災組織（町内会）、民生委員等に問い合わせ、要援護者の安否確認を行う。
あわら市 社会福祉協議会		① 介護者等のボランティアを募集し、必要に応じて避難所等に派遣する。 ② 社会福祉協議会が把握した情報をあわら市に提供する。

(4) 発生してしばらく後

《災害収束時（災害が軽微ですぐに避難所から帰宅できる場合）》

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自主防災組織 (町内会)	自主防災組織 (町内会)	① 要援護者が安全に帰宅できるよう努める。 ② 地域支援者及び民生委員に要援護者である避難者の帰宅状況を確認し、市に報告する。
	地域支援者 (近隣住民)	① 要援護者の帰宅先の安全確認を行うとともに帰宅の手助けを行う。 ② 帰宅したことを自主防災組織（町内会）に報告する。
民 生 委 員		① 避難場所にて配置職員、近隣住民等と協力して避難者の帰宅支援を行う。 ② 要援護者の避難者全体の帰宅確認を行い、自主防災組織（町内会）に報告する。
あ わ ら 市		① 避難者全体に気を配り、必要な人には帰宅の支援を行う。 ② 自主防災組織（町内会）、民生委員、配置職員等と連絡をとり、要援護者の全員の帰宅を確認する。 ③ 情報提供の同意のない者に係る情報を回収する。
あわら市 社会福祉協議会		① 福祉推進員と連携をとりながら、避難者の帰宅支援を行う。

(5) 発生してしばらく後  
 《発生2～3日後（避難が長期化する場合）》

区 分		行 動 マ ニ ュ ア ル
自主防災組織 (町内会)	自主防災組織 (町内会)	① 住民の避難生活を把握し、要望等を市に連絡する。
	地域支援者 (近隣住民)	① 必要に応じて、要援護者の指定避難場所等から社会福祉施設等への移動を支援する。(行政及び社会福祉施設との連携によりできる範囲で)
民 生 委 員		① 要援護者のよき相談相手となり、配置職員を通じて困りごとなど市に連絡し、避難生活の改善に努める。
あ わ ら 市		① 避難者全体の情報把握に努め、本部への連絡又は適切な措置を行う。 ② 配置職員又は一般市民からの連絡や要望を受け、必要に応じて要援護者の福祉施設への緊急ショートステイの依頼その他困難者への緊急物資の支援等を行う。 ③ 長期避難に備え、状況により仮設住宅等の確保を行う。(建設課等)
あわら市 社会福祉協議会		① 県及び他市町の社会福祉協議会に協力を求める。

## あわら市災害時要援護者支援制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震、暴風、豪雨、豪雪等の自然災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、在宅のものをいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が、肢体不自由にあっては1級又は2級のもの、視覚障害にあっては1級又は2級のもの、聴覚障害にあっては2級のもの
- (2) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がB1以上のもの
- (3) 要介護認定者で要介護3以上のもの
- (4) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (5) 災害時要援護者対象者名簿（様式第1号）への登録を希望する者であって、当該者が前各号に掲げる者に準ずる者として市長が認めたもの

2 この要綱において「地域支援者」とは、要援護者の同居の親族以外の者で、災害時等において要援護者に対する支援を行うものをいう。

### (支援)

第3条 地域支援者が要援護者に対して行う支援は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等における情報の伝達、安否の確認、避難誘導、救出活動その他要援護者の安全を確保するために必要な活動
- (2) 災害時等以外の場合における声かけ、相談等の活動

### (災害時要援護者名簿の作成)

第4条 市長は、要援護者の氏名その他の事項を記載し、又は記録した災害時要援護者対象者名簿を作成するものとする。

- 2 市長は、災害時要援護者対象者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要援護者の氏名その他の要援護者に関する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部で利用するものとする。
- 3 市長は、災害時要援護者対象者名簿の作成のため必要があると認めるときは、都道府県知事その他の者に対して、要援護者に関する情報の提供を求めるものとする。
- 4 第2条第1項第5号の災害時要援護者対象者名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者対象者名簿登録申請書（災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### (個別計画の作成)

第5条 要援護者（前条第4項により個別計画を提出した者を除く。）は、災害時要援護者個別

計画を作成し、災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書（様式第3号）により市長に提出するよう努めるものとする。

2 市長は、要援護者が災害時要援護者個別計画を提出することができるよう必要な便宜を図るものとする。

3 要援護者は、災害時要援護者個別計画に地域支援者を記載するに当たっては、あらかじめ当該地域支援者の同意を得なければならない。

（災害時要援護者対象者名簿等に係る情報の提供）

第6条 市長は、災害の発生に備えて、要援護者の同意を得て、嶺北消防組合、福井県警察、民生委員、あわら市社会福祉協議会、自主防災組織（自主防災組織を設けていない町内会にあつては、町内会）及び地域支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、災害時要援護者対象者名簿及び災害時要援護者個別計画（以下「災害時要援護者対象者名簿等」という。）に係る情報（以下「名簿等情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の同意は、災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書により行うものとする。

3 市長は、災害時等において、要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿等情報を提供することができる。

4 名簿等情報の提供を受けた者は、名簿等情報を適切に管理するものとし、要援護者に対する支援以外の目的でこれを使用してはならない。

5 名簿等情報の提供を受けた者は、名簿等情報が記載された書面を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

6 名簿等情報の提供（第1項の規定による提供に限る。）を受けた者は、同項に規定する避難支援等関係者としての資格を喪失したときは、速やかに名簿等情報が記載された書面を市長に返還しなければならない。

7 名簿等情報の提供（第3項の規定による提供に限る。）を受けた者は、要援護者の生命又は身体を災害から保護する必要がなくなったと市長が認めて返還を求めたときその他市長が指示したときは、名簿等情報が記載された書面を市長に返還しなければならない。

（災害時要援護者対象者名簿に登録された事項等の変更）

第7条 市長は、災害時要援護者対象者名簿に登録された事項に変更が生じたことを知ったときは、災害時要援護者対象者名簿を修正するものとする。

2 災害時要援護者個別計画を提出した災害時要援護者は、当該計画の記載事項に変更が生じたときは、災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書により、市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による変更があったときは、市長は、当該変更に係る名簿等情報を保有する避難支援等関係者に対し、変更後の名簿等情報を提供するものとする。この場合において、避難支援等関係者は、変更前に係る名簿等情報が記載された書面を市長に返還しなければならない。

（災害時要援護者対象者名簿からの抹消等）

第8条 市長は、要援護者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、災害時要援護者対象者名簿から抹消するものとする。

(1) 要援護者が死亡したとき。

(2) 要援護者が市外に転出したとき。

(3) 要援護者が第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認められるとき。

2 第6条第1項に規定する名簿等情報の提供に係る同意を取り消そうとする要援護者は、情報提供の同意取消申出書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 第2条第1項第5号の規定により災害時要援護者対象者名簿に登録された者が災害時要援護者対象者名簿の登録の抹消を求める場合は、災害時要援護者対象者名簿登録抹消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第9条 名簿等情報の提供を受けた者は、災害時要援護者対象者名簿等に記載された個人情報及び支援を行う際に知り得た要援護者の秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、要援護者の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前のあわら市災害時要援護者支援制度要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりあわら市災害時要援護者登録台帳に登録されている者は、改正後のあわら市災害時要援護者支援制度要綱（以下「新要綱」という。）の規定により災害時要援護者個別計画を提出し、並びに災害時要援護者対象者名簿及び災害時要援護者個別計画に係る情報の提供の同意をしたものとみなす。



様式第2号（第4条関係）

あわら市災害時要援護者対象者名簿登録申請書  
 （災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書）

あわら市長 様

災害発生時などに地域の支援を受けたいので、あわら市災害時要援護者対象者名簿への登録を申請します。

なお、下記の事項について、避難支援を行う人達（嶺北消防組合、福井県警察、民生委員、あわら市社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、地域支援者など）に情報を提供することに、同意します。

年 月 日

申請者氏名（続柄） ( ) 印

申請者住所 電話

災害時 要援護者	基本情報	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別 男・女
		氏名	( ) 印			
	住所	あわら市	電話番号	自宅： 携帯：		
	行政区	区 班 <input type="checkbox"/> 未加入	民生委員			
本人の 状況等	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢要介護者（要介護度：要支援1・2 要介護1・2・3・4・5） <input type="checkbox"/> 身体障害者（ <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他 等級 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（障害程度：A1・A2・B1・B2） <input type="checkbox"/> その他（理由： ）					
	特記事項（普段いる部屋、寝室等の位置など）					
	避難時に配慮すべき事項、保健・医療・福祉サービスの受給状況など					
同居家族 （続柄）		( )	( )	( )	( )	( )
緊急時の家族などの連絡先						
(昼) ①氏名 続柄 住所 電話						
②氏名 続柄 住所 電話						
(夜) ①氏名 続柄 住所 電話						
②氏名 続柄 住所 電話						
地域支援者						
①	氏名	( ) 印	住所			
	電話	(自宅)	(携帯)			
②	氏名	( ) 印	住所			
	電話	(自宅)	(携帯)			

様式第3号（第5条関係）

あわら市災害時要援護者個別計画・情報提供の同意書（新規・変更）

あわら市長 様

私は、災害発生時などに地域の支援を受けたいので、下記の事項について、避難支援を行う人達（嶺北消防組合、福井県警察、民生委員、あわら市社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、地域支援者など）に情報を提供することに、同意します。

年 月 日

提出者氏名（続柄） ( ) 印

提出者住所 電話

災害時 要援護者	基本 情報	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別 男・女
		氏名	印			
	住所	あわら市	電話番号	自宅： 携帯：		
	行政区	区 班 <input type="checkbox"/> 未加入	民生委員			
本人の 状況等	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢要介護者（要介護度：要支援1・2 要介護1・2・3・4・5） <input type="checkbox"/> 身体障害者（ <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他 等級 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（障害程度：A1・A2・B1・B2） <input type="checkbox"/> その他（理由： )					
	特記事項（普段いる部屋、寝室等の位置など）					
	避難時に配慮すべき事項、保健・医療・福祉サービスの受給状況など					
同居家族 （続柄）		( )	( )	( )	( )	( )
緊急時の家族などの連絡先						
(昼)	①氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
(夜)	②氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
地域支援者						
①	氏名	印	住所			
	電話	(自宅)	(携帯)			
②	氏名	印	住所			
	電話	(自宅)	(携帯)			

様式第4号（第8条関係）

情報提供の同意取消申出書

あわら市長 様

災害時要援護者対象者名簿及び災害時要援護者個別計画に係る情報の提供の同意を取り消します。

年 月 日

フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性 別
氏 名	印			男 ・ 女
住 所	あわら市			
連絡先 (電話番号等)				
取 消 し の 理 由				
代理人	住 所			
	氏名（続柄）	印（ ）		
	連 絡 先 (電話番号等)			

（注意）この届出を提出する際には、事前に、登録を抹消する旨を、登録者本人又は代理人が、地域支援者に連絡してください。

様式第5号（第8条関係）

あわら市災害時要援護者対象者名簿登録抹消届

あわら市長 様

次のとおり、災害時要援護者対象者名簿への登録を抹消したいので、届け出ます。

年 月 日

フリガナ			明治・大正・昭和・平成	性別
氏名	印	生年月日	年 月 日	男・女
登録されている住所	あわら市			
連絡先 (電話番号等)				
登録抹消の理由	<input type="checkbox"/> 市外への転出 <input type="checkbox"/> 登録者の死亡 <input type="checkbox"/> 施設・病院等への長期入所・入院 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
代理人	住所			
	氏名(続柄)	印 ( )		
	連絡先 (電話番号等)			

(注意) この届出を提出する際には、事前に、登録を抹消する旨を、登録者本人又は代理人が、地域支援者に連絡してください。

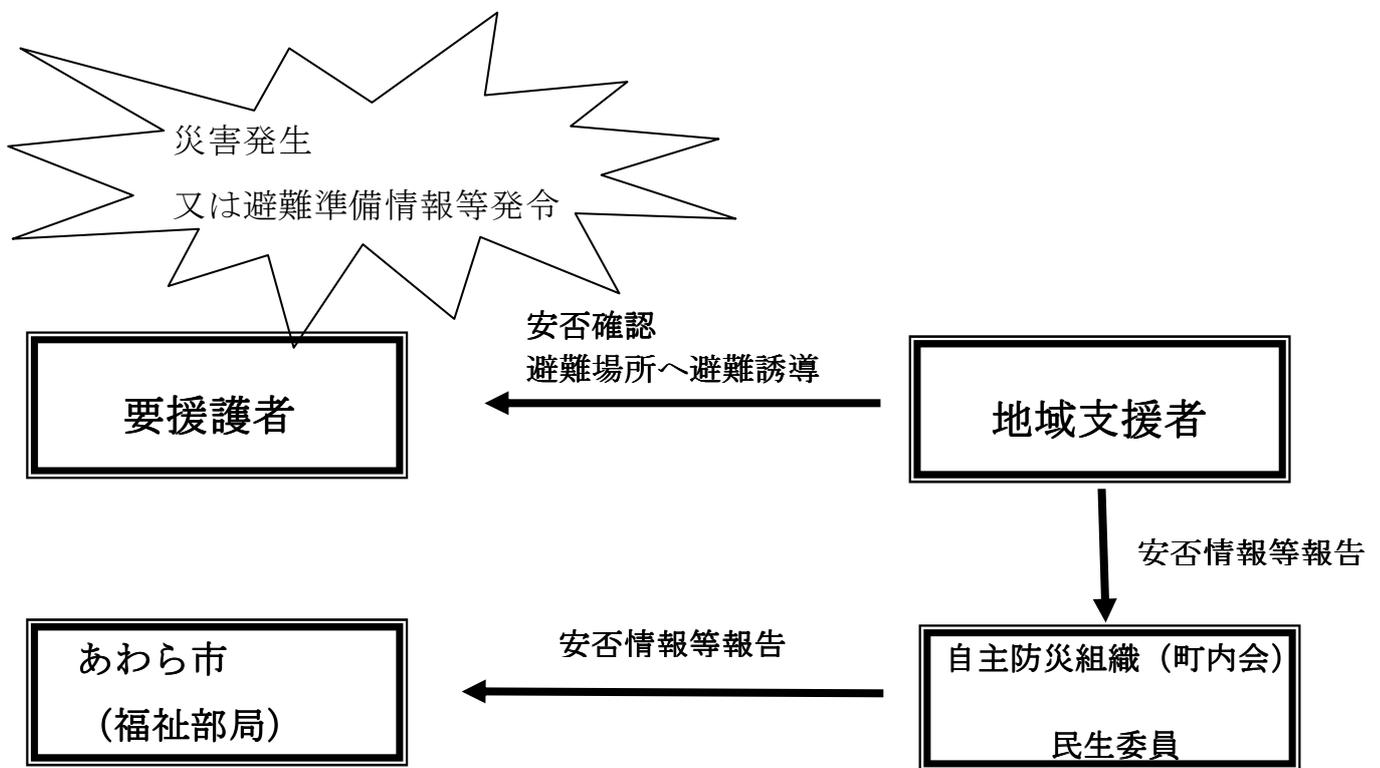
あわら市災害時要援護者個別計画

作成日： 年 月 日

災害時 要援護者	基本情報	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別
		氏名				男・女
	住所	あわら市	電話番号	自宅： 携帯：		
	行政区	区 班 <input type="checkbox"/> 未加入	民生委員			
本人の 状況等	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯（65歳以上） <input type="checkbox"/> 高齢要介護者（要介護度：要支援1・2 要介護1・2・3・4・5） <input type="checkbox"/> 身体障害者（ <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> その他 等級 級） <input type="checkbox"/> 知的障害者（障害程度：A1・A2・B1・B2） <input type="checkbox"/> その他（理由： ）					
	特記事項（普段いる部屋、寝室等の位置など）					
	避難時に配慮すべき事項、保健・医療・福祉サービスの受給状況など					
同居家族 （続柄）		（ ）		（ ）		（ ）
		（ ）		（ ）		（ ）
緊急時家族などの連絡先						
(昼)	①氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
	②氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
(夜)	①氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
	②氏名	続柄	住所	電話		
		( )				
地域支援者						
①	氏名		印	住所		
	電話	(自宅)		(携帯)		
②	氏名		印	住所		
	電話	(自宅)		(携帯)		

この個別計画に記載された情報は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に地域の支援により要援護者の生命等の安全を図るために使用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を漏らしたりすることを禁止します。

あわら市長



※ 安否情報等は、電話で、又は歩いて確認する。

### 大規模災害発生直後

台帳登録者： 自分で動けるかどうかを確認し、出来る限り安全な場所へ移動し、自主防災組織会(町内会)や地域支援者の助けを待つこと。

地域支援者： 家族の安否を確認し、安全な場所へ避難させた後、台帳登録者の安否を確認する。確認後、状況によって、避難所への誘導や安全な場所への避難誘導を行う。また、その後、自主防災組織会(町内会)へ安否情報を報告する。

自主防災組織の長(町内会長)： 家族の安否を確認し、安全な場所へ避難させた後、地域支援者へ台帳登録者の安否確認を依頼する。それが不可能な場合、直接確認をとる。情報収集後、市へ連絡する。

あわらし市： 各関係機関・町内会と連携を取りながら、状況把握に努める。

### 避難準備情報等発令後

台帳登録者： 地域支援者又は自主防災組織会(町内会)と連絡をとり、避難に対する指示を待つ。

地域支援者： 家族に安全な場所へ避難することを指示した後、台帳登録者の避難誘導に向かう。指示された場所へ台帳登録者とともに避難する。また、その後、自主防災組織の長(町内会長)へ安否情報を報告する。

自主防災組織の長(町内会長)： 家族に安全な場所へ避難することを指示した後、地域支援者へ台帳登録者の安否確認を依頼する。それが不可能な場合、直接確認をとる。情報収集後、市へ連絡する。

あわらし市： 各関係機関・町